

地方自治法の規定に基づき定期監査等を実施したので、その結果を飯塚市監査基準第 23 条の規定により、次のとおり公表する。

令和 5 年 12 月 26 日

飯塚市監査委員 篠 崎 充 俊

飯塚市監査委員 瀬 戸 元

1 監査の実施期間

令和 5 年 10 月 26 日(木)から令和 5 年 12 月 26 日(火)まで

2 監査の対象部課等

都市建設部（住宅課、建設政策課、土木管理課、都市計画課）

3 監査の対象及び範囲

都市建設部（住宅課、建設政策課、土木管理課、都市計画課）の所管業務のうち、主として前回の定期監査実施基準日の翌日から令和 5 年 8 月までの財務等に関する事務事業の執行について

4 監査の方法

今回の監査に当たっては、財務事務が法律、条例、規則等に則り適正に執行されているか、市の事務が合理的かつ効率的に執行されているか等を主眼として実施し、関係書類を全部又は一部を抽出により検査照合するとともに、関係職員から説明を聴取しました。

5 監査の着眼項目

今回の監査は、財務に関する事務執行の定期監査に加え行政事務全般について、適正かつ効率的、有効的に執行されているか否かの観点から行う行政監査も併せて行いましたが、主に次のような点について着目し実施しました。

- ① 予算執行が計画的かつ効果的に行われているか。
- ② 事務事業の執行及び管理運営が計画的かつ合理的に行われているか。
- ③ 事務の執行は経済性、効率性、有効性が考慮され、かつ合規的に行われているか。

- ④ 事務の決裁が適正に行われているか。
- ⑤ 各種の帳簿、証拠書類の記載内容等に整合性はあるか。
- ⑥ 収納した現金の管理が適正に行われているか。
- ⑦ 文書の管理が適正に行われているか。
- ⑧ 補助金が要綱等に則り、適正に執行されているか。
- ⑨ 委託業務等に係る契約事務が適正に行われているか。
- ⑩ 指摘事項及び注意事項は、是正又は改善がされているか。

## 6 監査の結果

一部において予算の執行、収入・支出事務及び資産管理等に直ちに是正及び改善を要する事項がありました。

この内、別添のとおり 13 件について文書で指摘を行いました。

また、指摘には至らないものの改善の必要な事項、問題点については、関係者に適正に処理を行うよう求めました。

## 検討改善事項

### 建設政策課

#### 1 定期駐車券の許可について（局長指摘事項）

飯塚市営駐車場条例施行規則第5条第2項によれば、「定期駐車券の発行を求める者は、あらかじめ定期駐車申込書（様式第3号）を市長に提出し、その許可を受けなければならない。」と規定されている。

しかしながら、指定管理者が市長の承認を得ずに申請から許可及び定期券の発行全てを行っていた。また、同規則により申込書の様式が定められているが、指定管理者が作成した「定期駐車申込書」により許可を行っていた。

早急に、一連の事務手続きについて指定管理者と協議するとともに、今後は規則に基づき、適切な事務処理を行うこと。

#### 2 定住促進事業に係る補助金の交付について（局長指摘事項）

定住化促進事業に係る補助金等（飯塚市筑豊地域外からの移住者住宅取得奨励金、飯塚市戸建て中古住宅取得補助金、飯塚市定住促進住宅改修補助金）の交付事務について以下のとおり不適切な事務処理が見受けられた。

##### (1) 交付決定日について

飯塚市筑豊地域外からの移住者住宅取得奨励金交付要綱第6条及び飯塚市戸建て中古住宅取得補助金交付要綱第6条によれば「奨励金・補助金の交付を受けようとする交付対象者は、(略)申請日以後最初の2月末までに次条の規定による交付決定を受けなければならない。(略)」と規定されている。

しかしながら、令和4年度に交付した補助金のうち3件（令和5年2月申請分）の交付決定が3月8日付けとなっていた。

今後は要綱に基づき、適切な事務処理を行うこと。

○飯塚市筑豊地域外からの移住者住宅取得奨励金 2件

○飯塚市戸建て中古住宅取得補助金 1件

##### (2) 対象費用の確認について

飯塚市筑豊地域外からの移住者住宅取得奨励金の共有名義分に係る対象費用の積算について、交付対象とならない共有者（飯塚市内居住）の持分を含めて積算していた。奨励金基準額は超えているため交付金額に誤りはなかったが、今後は要綱に基づき慎重かつ適正な審査を行うこと。

(3) 補助金交付申請書の添付書類について

各補助金の交付申請書には、添付書類として申請に係る建物や土地の登記事項証明書の原本を提出させており、要綱や申請書には「全部事項証明書に限る。」旨の記載がされている。

しかしながら、現在事項証明書や法務局の証明でなく登記情報提供サービスから取得した情報を印刷したもの、又は原本でなくコピーが添付されたものが多数あった。登記情報サービスから印刷したものは証明書としての効力はなく、適正な審査が行われたか疑義が生じる。

今後は、要綱に基づき添付書類の確認を徹底するとともに、適正な交付審査を行うこと。

## 土木管理課

### 1 占用料について（局長指摘事項）

(1) 占用期間について

飯塚市道路占用料条例第2条第4項において、「月額をもって定める占用料は、占用の期間が1月未満であるとき、又はその期間に1月未満の端数があるときは1月として計算する。」と規定されている。

しかしながら、1月未満の端数がある占用期間について、1月未満の端数を切り捨てて計算しているものが見受けられたため、切り上げて占用料を徴収すべきである。

今後は、条例に基づき適切な事務処理を行うこと。

(例)

占用許可申請書 占用の期間:令和5年8月21日から令和5年9月21日まで  
1ヶ月間

占用許可書 占用の期間:令和5年8月21日から令和5年9月21日まで  
1ヶ月1日間

(2) 占用料の計算について

飯塚市道路占用料条例別表（第2条関係）において、「法第32条第1項第6号に掲げる施設として祭礼、縁日等に際し一時的に設けるものの占用料は、占用面積1平方メートルにつき1日11円」と定められている。

しかしながら、露店の占用料について、同条例に規定されていない35円を基に占用料の計算を行っていた。

当該占用料は減免されていたため誤った料金徴収はされていなかったが、適正に事務処理が行われているか疑義が生じる。

今後は、条例に基づき適切な事務処理を行うこと。

### (3) 占用許可申請書について

道路占用許可申請については、飯塚市道路占用規則第3条において、道路占用許可申請書（様式第1号）及び誓約書（様式第2号）が定められており、現在使用されている様式は、準用河川及び法定外公共物占用許可申請を兼ねた様式となっている。

規則に規定している様式を変更する場合は、規則の改正を行うこと。

### (4) 許可書等の記載事項の確認について

提出された許可申請書中に記載されている工事期間を記載せずに発行している許可書及び工事期間の日付が相違している許可書並びに警察署との協議書が見受けられた。

書類作成時には、確認を徹底すること。

#### (例)

占用許可申請書	占用の期間:令和5年8月1日から令和5年9月10日まで 工事の期間:令和5年8月1日から令和5年9月30日まで
警察協議書	占用の期間:令和5年8月1日から令和5年9月10日まで 工事の期間:令和5年8月1日から令和5年9月10日まで
占用許可書	占用の期間:令和5年8月1日から令和5年9月10日まで 工事の期間:令和5年8月1日から令和5年9月30日まで

## 2 排水機場管理委託料について（局長指摘事項）

排水機場操作管理委託料については、操作員及び補助員の実操作時間に応じた委託料の支払いを行っている。

令和4年度若菜排水機場操作管理委託において、操作員及び補助員が操作を行った月に提出される「操作記録簿」、及び月毎の操作記録簿を集計した「実操作月別集計表」を確認したところ、補助員の実操作時間の開始（自宅出発）時間が相違していたため、支払い不足が生じていた。

実操作月別集計表の積算が委託料の根拠となるため、今後は、操作記録簿と実操作月別集計表の時間に相違がないよう確認を徹底すること。

- ・ 操作記録簿 実操作時間の開始（自宅出発）時間  
令和 4 年 8 月 19 日 0 時 23 分
- ・ 実操作月別集計表 実操作時間の開始（自宅出発）時間  
令和 4 年 8 月 19 日 0 時 30 分

### 3 土地賃貸借契約について（局長指摘事項）

地方自治法においては、自治体予算は年度ごとに作成し、翌年度以降の予算を拘束してはならない（予算単年度主義）と規定されているため、予算の裏付がない複数年の契約は原則的には認められていない。ただし、地方自治法第 214 条に基づく債務負担行為、あるいは、同法第 234 条の 3 に基づく長期継続契約によって、例外的に複数年契約が可能とされている。

しかしながら、排水路管理設敷土地賃貸借契約について確認を行ったところ、予算の裏付けのないまま、令和 4 年度から令和 6 年度までの 3 年間の借地料を定めた契約を締結していた。

令和 7 年度の契約更新時は、長期継続契約もしくは契約期間の見直しを行い、法令に基づいた適切な事務処理がなされるよう、貸主と協議を行うこと。

### 4 旅行命令について（局長指摘事項）

#### (1) 旅行命令の決裁について

飯塚市事務決裁規程別表第 1（第 4 条、第 8 条関係）によれば、「部次長、課長及び所属職員の県外の旅行命令に関すること」は、部長専決事項（係長以下の職員は部次長専決事項）とされている。

しかしながら、係長職以下の職員の県外旅行命令を課長決裁としていた。

今後は、規程に基づき適切な事務処理を行うこと。

#### (2) 出張復命について

飯塚市職員服務規程第 12 条において、「出張した職員は、帰庁後速やかに出張復命書によりその結果を上司に報告しなければならない。ただし、軽易なものについては、口頭によることができる。」と規定されている。

また、同規程第 12 条の取扱について定めた出張復命取扱基準によれば、「出張復命の指示は旅行命令時に実施することとされており、旅行命令（依頼）書の「復命確認印」欄に指示者が押印する」とされている。

しかしながら、令和 4 年度及び 5 年度の旅行命令（依頼）書の「復命確認印」

欄には、復命確認印が押印されていないものが散見された。

指示者より復命確認印欄の押印をもらうとともに、今後は適切に事務処理を行うこと。

## 5 しゅん工検査について（局長指摘事項）

寺浦・鬼ヶ原線支線道路修繕舗装工事のしゅん工検査において、「産業廃棄物の処理についてはマニフェストで確認した。」として、令和5年8月15日にしゅん工を認めていたが、関係書類を確認したところ、産業廃棄物処分受託者からのマニフェスト伝票が令和5年8月16日付けで交付されていた。

産業廃棄物の処理については、受注者から提出された写真により処分業者への持込み確認はできるものの、マニフェスト伝票の交付日以降にしゅん工を認めるべきであったと思料する。

今後、しゅん工検査の際には、提出書類の確認を徹底すること。

## 6 草刈委託について（局長指摘事項）

刈草の処分について確認したところ、受注者から提出された業務写真に撮影されている処分業者への持込み車両の車両番号と、処分業者が発行した一般廃棄物受入証明書に記載されている車両番号が相違していた。

刈草が実際に処分業者に持ち込まれ、適正に処分が行われたか疑義が生じる。

また、別の草刈委託の刈草積込状況写真において、他草刈委託の業務写真が混在しているものが見受けられた。

今後は、委託業務完成（完了）検査の際には、提出書類及び業務の履行について十分に確認するとともに、受注者への指導を徹底すること。

## 7 文書管理について（局長指摘事項）

### (1) 情報公開区分について

飯塚市情報公開条例第8条においては、公開請求に係る情報として公開しないことができるものとして、同条第1号は個人に関する情報、同条第2号は法人に関する情報が規定されている。

また、飯塚市情報公開条例解釈運用基準においては、その詳細が示されており、生年月日及び個人の経歴及び法人等の代表者等の役職の印影については、原則非公開とされている。

しかしながら、当該情報が含まれている文書の情報公開区分が「可」となっ

ており、部分公開否理由「第 8 条第 1 号」及び「第 8 条第 2 号」が記載されていないものが散見された。

今後は、条例等に基づき適切な事務処理を行うこと。

## (2) 事務決裁について

3 月中に起票する新年度の年間委託等の伝票決裁欄の取り扱いについては、令和 5 年 3 月 1 日付で財政課より事務連絡が発出されており、「人事異動により決裁権者が替わった場合、令和 5 年 4 月 1 日以降に新しい決裁権者（決裁権者のみ）に押印してもらい、適正な決裁を受けた伝票とする」旨が示されている。

しかしながら、以下の年間委託契約の決裁については、前任の決裁権者の決裁のままであり、新しい決裁権者の押印がなされていなかった。

早急に決裁を取り直すとともに、今後は適切に事務処理を行うこと。

- ・令和 5 年度排水機場操作管理委託（15 箇所分）
- ・令和 5 年度新飯塚駅自由通路エレベーター保守点検等委託

## 都市計画課

### 1 各種公園の使用許可について（局長指摘事項）

#### (1) 各種公園の使用許可及び減免の決裁について

飯塚市事務決裁規程別表第 1 によれば「行政財産の目的外使用許可のうち、露店商、行商その他これらに類する行為の使用許可に関する事」は都市計画課長の専決事項及び「行政財産の目的外使用許可のうち、電柱、電話柱その他の柱類の使用許可に関する事」は課長共通専決事項とされ、その他占用等にかかる行政財産の目的外使用許可については、部長の専決事項とされている。

しかしながら、行政財産の使用許可のうち部長が決裁すべきものを、課長決裁としたものが見受けられた。当該事項については、前回の定期監査でも指摘していたが、是正されていなかった。

また、「所管に属する税外収入の減免に関する事（課長共通専決事項を除く。）」は、部長専決事項とされているが、使用料の減免を課長決裁としているものが見受けられた。

早急に決裁を取り直すとともに、今後は適正な事務処理を行うこと。

#### (2) 使用料の減免について



飯塚市都市公園条例第 16 条及び飯塚市公園条例第 12 条によれば、「公益上その他特別の事由があると認めるときは、使用料を減免することができる。」と規定されている。提出された減免申請書を確認したところ、申請理由の記載がないにもかかわらず、使用料を全額減免している事例が見受けられたが、申請理由の記載がないものを減免の対象とすべきではないと思料する。

また、飯塚市都市公園条例施行規則第 9 条及び飯塚市公園条例施行規則第 6 条では、使用料を減免する基準及び割合を、次のとおり定めている。

- ・市が主催する行事に利用（使用）又は占用するとき 10分の10
- ・市が共催する行事に利用（使用）又は占用するとき 10分の5
- ・市が後援する行事に利用（使用）又は占用するとき 10分の3
- ・前3号に掲げる場合のほか、市長が特に認めたとき 市長が定める率

この規定は、減免に際し、減免申請書に記載された申請理由がどの基準に該当するか審査し、減免の割合を決定するものである。

今後は、適正な審査を行うこと。

### (3) 使用料の徴収について

飯塚市都市公園条例施行規則第 7 条によれば、「(3) 占用面積若しくは長さが 1 平方メートル若しくは 1 メートル未満であるとき、又はこの面積若しくは長さに 1 平方メートル若しくは 1 メートル未満の端数があるときは、1 平方メートル又は 1 メートルとして計算する。」と規定されている。

しかしながら、面積に 1 平方メートル未満の端数があるとき、1 平方メートルとして計算せず、過少徴収となっているものが見受けられた。

規則に基づく使用料の算定となっているか再度確認し、適正に事務処理を行うこと。

### (4) 許可事項について

飯塚市都市公園条例、飯塚市公園条例及び児童遊園条例に規定された許可において、以下のとおり許可事項を誤った申請書を收受し許可していた。

許可事項	正	誤
都市公園占用許可	公園占用許可申請書	公園施設設置許可申請書 公園内行為許可申請書
児童遊園目的外使用	公園使用許可申請書	公園内行為許可申請書

今後は、適切な事務処理を行うこと。

#### (5) 債権管理について

飯塚市債権管理条例施行規則第4条によれば、「条例第4条の規則で定める事項に(4)債権の徴収に係る履歴」とされているが、債権を管理する台帳に使用料の徴収に係る履歴（納入日等）を記載していなかった。そのため、収入状況を把握できず、令和4年度の市有土地使用料が出納閉鎖日以降に収納されることとなった。

今後は、飯塚市債権管理条例施行規則で定める事項を記載した台帳を整備し、適正に債権管理をすること。

#### (6) 許可書の交付について

飯塚市都市公園条例施行規則第4条によれば、「公園の利用及び占用並びに許可事項の変更を許可したときは、許可書(様式第7号)を交付する。」と規定されているが、許可を受けた者に許可書を交付せず、所管課にて保管したままとなっていた。

また、規定された許可書(様式第7号)にある許可日を記載していない許可書が見受けられた。

今後は、適切な事務を行うこと。

### 2 土地賃貸借契約について（局長指摘事項）

地方自治法においては、自治体予算は年度ごとに作成し、翌年度以降の予算を拘束してはならない（予算単年度主義）と規定されているため、予算の裏付がない複数年の契約は原則的には認められていない。ただし、地方自治法第214条に基づく債務負担行為、あるいは、同法第234条の3に基づく長期継続契約によって、例外的に複数年契約が可能とされている。

しかしながら、都市公園内に存在する私有地にかかる土地賃貸借契約について確認を行ったところ、予算の裏付けのないまま、令和3年2月1日から令和8年3月31日までの期間の借地料を定めた契約を締結していた。

令和8年度の契約更新時は、長期継続契約もしくは契約期間の見直しを行い、法令に基づいた適切な事務処理がなされるよう、貸主と協議を行うこと。

### 3 屋外広告物（新規・更新・変更）許可について（局長指摘事項）

#### (1) 新規許可について

屋外広告物新規許可について、次のとおり申請日前の期間に対し許可していた。

申請日：令和 5 年 6 月 19 日

許可日：令和 5 年 6 月 19 日

表示（設置）期間：令和 5 年 6 月 1 日から令和 5 年 6 月 19 日

管理監督者は確認を徹底し、適切な事務処理を行うこと。

## (2) 更新許可について

福岡県屋外広告物条例施行規則第 7 条によれば、「許可の期間の更新を受けようとする者は、すでに受けている許可期間の満了の日の 10 日前までに屋外広告物許可申請書を提出しなければならない。」とされている。

しかしながら、許可期間の満了の日以降に提出された更新に対し、許可期間の満了の翌日から許可しているものが見受けられた。

(例) 申請日：令和 5 年 6 月 6 日

表示（設置）期間：令和 5 年 4 月 10 日から令和 8 年 4 月 9 日まで

これは、更新申請ではなく、新規申請として取り扱うべきと思料する。

さらに、表示（設置）期間について、前回許可期間の満了の翌日から継続した許可期間でないにもかかわらず、期間の更新を許可していたもの、また、申請した期間と異なる期間で許可していたものが見受けられた。

今後、規則に従い、適正に事務処理を行うこと。

## (3) 許可書の交付について

屋外広告物許可申請書において、変更許可申請書に対し、更新許可書を交付していた。

また、許可の期間の更新であるにもかかわらず、変更許可申請書が提出され、更新許可書を交付していた。

今後、適正に事務処理を行うこと。

## 4 旅行命令について（局長指摘事項）

飯塚市職員等旅費条例第 4 条では、「旅行命令権者の発する旅行命令等によって行わなければならない」、また、同施行規則第 5 条では、「往復公用車使用による旅行の旅行命令を発する場合には、旅行命令(依頼)書(様式第 3 号)」と規定されている。

しかしながら、職員が公用車で出張を行った際に、様式第 3 号による旅行命令

等がなされていなかった。

また、飯塚市事務決裁規程別表第1によれば「部次長、課長及び所属職員の県外の旅行命令に関すること。」は、部長専決事項（係長以下の職員は部次長専決事項）とされているが、課長及び課長補佐の県外の旅行命令を次長決裁としていた。

早急に決裁を受けるとともに、今後は適切な事務処理を行うこと。